

## 参照条文

### ●人事院規則 15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）

第二十二條 勤務時間法第十九條の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一～十六 （略）

十七 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

十八 （略）

2～4 （略）

### ●人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）

第四條 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一～三 （略）

四 非常勤職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

五～八 （略）

2・3 （略）